

令和6年度沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金（県産品ブランド構築支援）募集要領

1 事業の目的

本事業は、今後の海外市場において更なる販路拡大が見込まれる有望な県産品(※)に関し、従来の沖縄国際物流ハブ活用推進事業等を通して、一定の輸出実績と販路を有する中核的な県内生産者及び県内輸出事業者が行う販促活動及び自社既存商品の改良、新規商品の開発（試作品）の補助を行うとともに、公社専門コーディネーターを通じた指導・助言による個別支援を行うことで県産品の販売とブランド構築を促進することを目的とする。

※この募集要領で用いる県産品の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 沖縄県内で生産されたもの
- (2) 沖縄県内で最終加工又は組み立てされたもの
- (3) 沖縄県外で最終加工されたもののうち、県内に本社を有する事業者の委託等により、県産原材料を全部または一部を用いて、県産品として販売することを目的としたもの

2 補助対象事業者

補助対象事業者は、以下のとおりとする。ただし、一定の輸出実績を有すること。

(1) 県内生産者

(2) 県内輸出事業者

※1 県内生産者及び県内輸出事業者とは、沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第3条（2）及び（3）で定める生産者及び事業者をいう。

※2 一定の輸出実績を有するとは、過去3カ年のうち1年以上の輸出実績が500万円を超える事業者をいう。

※3 定款等に記載される業務内容から、対象事業者か否かを確認する。

3 補助対象国・地域

香港、中国、台湾、韓国、シンガポール

4 事業実施期間

交付決定の日から令和7年1月31日（金）まで

5 補助率及び補助金交付額上限

(1) 補助率：補助対象経費の3分の2以内（補助事業者：3分の1以上負担）

※補助事業の目的以外の目的で購入したものは、補助対象外経費となる。

(2) 補助額の上限

・5,000,000円とする。

※補助対象経費には、消費税及び地方消費税等の租税公課、金利手数料及び振込手数料は含まれない。

6 補助対象経費

補助対象国・地域において、補助金交付の対象として知事が認める事業及び補助対象事業に必要な経費として知事が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

具体的な経費は、沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金（県産品ブランド構築支援）実施要領（以下、「実施要領」という。）および下記のとおり。

- (1) 海外渡航支援にかかる渡航人数は1回の渡航につき3名以内かつ7泊8日以内とし、海外流通事業者の招聘は1回の招聘につき5人以内かつ3泊4日以内とする。
- (2) 商談会等にかかる通訳、販売促進員の人件費は別表1のとおり。
- (3) 商品開発にかかる経費の詳細は別表2のとおり。

なお、本補助金は中核的企業による効果的な県産品の販売とブランド構築を目的とし、個別の取り組みについては各支援メニューでの申請とし、本補助金の対象としないものとする。

7 応募資格・要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 日本国内で登録されている企業であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（参考）地方自治法施行令 第167条の4 第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第32条第1項各号に掲げる者

- (3) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有すること。
- (4) 業務進捗状況や内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (5) 業務を実施するための十分な人員体制を有するものであること。
- (6) 法人税、県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (7) 次のア～カを全て満たす者。

ア. 県内において継続的に海外取引を行う補助対象事業者で、県産品の輸出に関して、現地卸、小売店等との安定的な商流を有し、更なる県産品の販路拡大とブランド構築に向けて取り組む者。

イ. 商品開発においては、実施期間内に試作品を完成させることができ、原則として、現地のテストマーケティングを行い、事業終了後も継続的に取組を実施することができる者。

ウ. 事業実施後も更なる販路拡大と現地での定番化に向けて、県産品のブランド構築に資する取組を継続的に実施することができる者。

エ. 事業実施にあたっては公社専門コーディネーターと連携し、1で定める事業の目的に沿った事業を実施することができる者。

※公社専門コーディネーターによるサポート内容については、採択後に調整を行う。

オ. 本事業の目的に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有すること。また、業務進捗状況や内容等に関する打合せに円滑に対応できる体制を有すること。

カ. 同様な事業内容で、国、または地方公共団体等から、補助を受けていないこと。

8 応募手続

補助を希望する補助対象事業者は、本募集要領に従って提案書 10 部（正 1 部、副 9 部）を作成し、提出期限までに持参又は郵送（簡易書留）にて事務局まで提出すること。

※ FAX 又は電子メールによる提出は受付不可

| | |
|--------|---|
| 公募期間 | 令和 6 年 6 月 24 日（月）から 7 月 19 日（金）正午まで（必着） |
| 質問受付期間 | 仕様書等に疑義がある場合、質問書【様式 1】を記入し、電子メールにより提出のこと。 ① 質問受付期間 令和 6 年 6 月 24 日（月）～ 7 月 11 日（金）正午 ② 質問提出先 公益財団法人沖縄県産業振興公社 産業振興部 海外・ビジネス支援課 okinawahub@okinawa-ric.or.jp ※ 件名に「沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金（県産品ブランド構築支援）公募に関する質問」と記載のこと。 ※ 回答は沖縄県グローバルマーケット戦略課の本公募に係るページにて掲載する。 http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kokusaibutsuryu/index.html |
| 提案書提出 | ○提出期限： <u>令和 6 年 7 月 19 日（金）正午</u> 応募書類等の提出は、持参又は郵送（簡易書留）によること。 なお、郵送の場合は提出期限必着とする。 提出先：公益財団法人沖縄県産業振興公社 産業振興部 海外・ビジネス支援課 宛 〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831 番地 1 産業支援センター4 階 電話番号：098-859-6238 FAX 番号：098-859-6233 |

9 応募方法

下記様式①～⑯、その他資料を一連にして 10 セット（原本 1 部、コピー 9 部※すべて片面印刷）作成し、各セットの間には、インデックスで間切りを入れたうえで、長辺左側に穴を空け、1 部ずつフラットファイルに綴り提出すること。パワーポイント等によるプレゼン資料を添付する場合は、A4 横になるよう作成すること。両面印刷、また、必ずページ数を付すこと。

- ① 補助金交付申請書（交付要綱様式第 1 号）
- ② 誓約書（実施要領別紙 1 - 1）
- ③ 年間計画書（実施要領別紙 1 - 2）
- ④ 実施計画書（任意様式）
- ⑤ 会社概要（実施要領別紙 2）
- ⑥ 企画書（実施要領別紙 3）
- ⑦ 事業体制図（別紙様式）
- ⑧ 収支計算書（実施要領別紙 4）
- ⑨ 収支計算書内訳（実施要領別紙 4 - 1）
- ⑩ 上記に係る見積書等
- ⑪ 決算書 3 期分（貸借対照表、損益計算書）
- ⑫ 直近 3 年間の輸出実績（様式任意）
- ⑬ 定款（写し可）
- ⑭ 履歴事項全部証明書（写し可）
- ⑮ 県税納税証明書
- ⑯ 国税納税証明書

一連にして 10 セット（片面）作成し、それらをフラットファイルに綴って提出すること。

⑮、⑯は原本 1 部のみ提出し、他はそのコピーを用いてよい。

10 選定について

(1) 選定の方法

- ① 沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課内に設置する審査委員会において、交付申請書を審査し、優先順位を決定する。
- ② 交付申請書の審査は、提出された書類に基づく書類審査を行い（1 次審査）、1 次審査に合格した事業者を対象に、審査委員会において応募者によるプレゼンテーション審査を行う（2 次審査）。なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。
- ③ 審査委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
- ④ 審査委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は、県との補助事業に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。
- ⑤ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。
- ⑥ 選定審査においては、以下の沖縄県の認証制度の取得状況を加味することとする。
これらの承認制度を取得している場合は、取得していることが分かる根拠資料を企画提案書に添付すること。
 - a) 所得向上応援企業認証制度
 - b) 経営革新計画認証制度
 - c) 人材育成企業認証制度
 - d) ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
 - e) パートナリシップ構築宣言企業

(2) 主な審査項目

①適合性

事業の目的に沿った交付申請となっているか。

②実効性

交付申請は実効性のある内容となっているか。

事業を円滑に実施する体制（組織、担当者、資金力等）を有しているか。

事業計画、スケジュールは妥当なものか。

③具体性

交付申請の内容が具体的に示されているか。

事業の効果が具体的に示されているか。

④新規性・革新性

交付申請に新規性・革新性はあるか。

⑤将来性・継続性

事業終了後も、販路拡大に向けた新たな事業展開が見込まれる事業内容になっているか。

⑥波及性

他の県産品のブランド構築促進に繋がるような、県内事業者への波及効果が見込まれる内容になっているか。

⑦妥当性

積算書の内容（予算の使途、金額等）は妥当なものか。

⑧その他

各認証制度の取得状況、おきなわブランド戦略との整合性はあるか。

【スケジュール】

| | |
|-------|---|
| 一次審査 | ○開催予定日：令和6年7月19日（金）書面審査 応募者多数の場合は、募集要領「10 選定について（2）主な審査項目」に沿った審査を行うこととし、審査経過等に関する問い合わせには応じない。 ○結果通知予定日：令和6年7月24日（水） |
| 審査委員会 | ○開催予定日：令和6年7月下旬予定 場所：沖縄県庁内会議室 ※詳細な時間帯は書類審査（1次審査）の上、メールにて連絡する。 なお、応募企業数によっては時間帯・場所が変更になる可能性がある。 備考：1応募者から3名までの参加とする。 ・説明時間15分以内、質疑15分程度を想定している。 ・説明は提出済の提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とする。 ・紙資料による説明とし、プロジェクター等の使用は不可とする。 ○結果通知予定日：7月下旬予定 |

11 補助金交付決定について

選定された申請者が出した補助金交付申請書に対し、沖縄県知事が交付決定通知書を申請者に対して送付する。事業開始は交付決定日以降とする。

なお、選定後、補助金交付決定までの間に、沖縄県知事との協議を経て、事業内容等に変更が生じ、補助金の交付条件が合致しなくなった場合には、交付決定しない場合がある。

また、交付決定後、補助事業者に対し事業実施に必要な情報等を提供することがあるが、情報の内容によっては、守秘義務を遵守すること。

12 補助事業の実施

(1) 補助事業の完了期限

補助事業は、令和7年1月31日（金）までに完了するとともに、県産品ブランド構築支援の完了日から起算して30日以内、又は令和7年2月28日（金）のいずれか早い日までに実績報告書（交付要綱別記様式第9号）及び支払い状況等を確認する実施要領で定めた添付書類を提出する必要がある。

(2) 補助金の対象経費

補助対象となる補助事業の経費は交付決定日以後に着手し、実績報告書提出日以前に支払いが完了した経費に限る。

(3) 計画の変更等

交付決定事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業を変更、中止又は廃止する場合は、あらかじめ県知事にその承認を受ける必要がある。

(4) 報告書類

実績報告及びそれに係る提出書類は、交付要綱第12条及び実施要領第7条に定めるところによる。

(5) 書類の保管期間

交付決定事業者は、本事業の関連書類について、補助事業完了日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

なお、本事業は国庫補助を受けて沖縄県が実施する事業であり、補助内容や積算項目等については、諸事情により変更することがある。

13 収益納付

交付決定事業者には、事業の実施に際し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第7条及び国際物流ハブ活用推進事業補助金交付要綱第20条に基づく収益があった場合、収益納付を求める。

○対象期間・報告期限

(1) 交付決定事業者は、補助事業完了日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後、30日以内（別添1参照）に、当該補助事業に係る過去1年間（補助事業完了日の属する会計年度の翌会計年度については、補助事業実施年度を含む。）の収益状況について、本要領別記1及び必要に応じて別記1-2を知事に提出しなければならない。

(2) 交付決定事業者は、前項の報告をした場合において、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

14 事業の実施にあたっての留意事項

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 書類作成及びプレゼンテーションの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (3) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 交付決定事業者の選定にあたっては、交付申請書の内容を総合的に審査・決定する。具体的な内容と進め方は、交付決定後に県と交付決定事業者間で調整のうえ実施することとする。よって、交付申請書の記載事項について、すべて実施することを保証するものではない。
- (5) 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、補助率及び補助額の上限の範囲内で支払う。

別表 1

| | | 香港 (HKD) | 台湾 (TWD) | 中国 (CNY) | 韓国 (KRW) | シンガポール (SDG) |
|-------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|
| 補助対象 上限額 | 販売促進員 | 460 | 1,600 | 200 | 10万 | 80 |
| | 通訳 | 1,200 | 3,000 | 600 | 20万 | 700 |

※上記金額は、日給（8時間労働計算）とする。

別表 2

| 補助対象経費 | 内容 |
|----------------|--|
| 試作品開発費 | 原材料及び副資材の購入に要する経費 |
| | 試作品の企画、設計、デザイン、サンプル制作等に要する経費 |
| | 機器・設備等のリース、レンタル、据付等に要する経費 |
| | 外注加工費 |
| 分析試験費 | 試作品の成分、機能性、安全性等に関する検査分析、評価等の試験に要する経費 |
| 技術指導受入費 | 産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の取得等に要する経費 |
| 市場・消費者調査費 | 市場調査、グループインタビュー、試作品のニーズ調査等を行うに当たって必要となる海外対象市場への旅費（航空運賃・宿泊料） ※航空運賃はエコノミークラス。宿泊料は上限あり。 ※商談等にかかる渡航とあわせて一度の渡航あたり3名分まで。 |
| | 試作品の消費者調査、グループインタビュー等に要する経費 |
| | 海外で開催される見本市への出店、海外対象市場でのテスト販売等に要する経費 |
| その他知事が必要と認める経費 | 上記補助対象経費に付随する経費で、知事と協議した上で決定するものとする |

※人件費、固定資産の購入に係る経費は対象外。

※国際観光旅客税は対象外。

年 月 日

住所
事業者名
代表者名

沖縄県知事 殿

令和6年度沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金収益納付報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定のあった上記事業における〇〇年度の収益状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の開始及び終了年月日
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 2 補助事業の実施結果の事業化等の有無（該当する方に○）
 - (1) 補助事業の実施により発生した収益 有 無
 - (2) 産業財産権等の譲渡または実施権の設定 有 無
 - (3) その他補助事業の実施により発生した収益 有 無
- 3 販売化した商品等（2で「有」の場合）

| | |
|------|-------|
| 商品名 | |
| 販売価格 | |
| 販売数量 | 〇〇 年度 |
| | 〇〇 年度 |
| | 〇〇 年度 |
| | 〇〇 年度 |
| | 〇〇 年度 |
| 販売期間 | |

- 4 付属資料（本様式に添付して提出する資料に○をつけて下さい。）

| No | 分類 | 資料名 | 添付 |
|----|---------------------|---------------------------|----|
| 1 | 収益納付報告書 | 別記1 | |
| 2 | 収益状況報告 | 別記1-2 | |
| 3 | (別記1の2項で「有」に該当する場合) | 交付決定通知書 | |
| 4 | | 直近の財務諸表及び収益を確認できる任意様式資料 | |
| 5 | | 確定通知書 | |
| 6 | | 変更承認申請承認通知書（変更承認申請を行った場合） | |

収益状況報告書

1 基本情報

(単位：円)

| | |
|--|---|
| 補助金確定額 [補助率 2 / 3]・・・(A) | 円 |
| 補助対象外事業費・・・(B) | 円 |
| 開発した商品に係る売上額・・・(C) | 円 |
| 開発した商品に係る収益額・・・(D) | 円 |
| 前年度までの補助事業に係る県への累積納付額・・・(E) | 円 |
| 補助対象外事業費と収益の相殺額 (F) = (B) - ((D) + (E)) | 円 |
| 当該年度収益額・・・(G) = (F) - (B) | 円 |
| 納付額 | 円 |

2 収益実績報告

(単位：円)

| 報告年度 | 前年度までの 納付額 (①) | 本年度納付額 (②) | 免除希望額 (③) | 備考 |
|------|----------------------|---------------|--------------|----|
| 年度 | | | | |
| 年度 | | | | |
| 年度 | | | | |
| 年度 | | | | |
| 年度 | | | | |

(注意事項)

- 「補助金確定額 (A)」は、確定通知書に基づく額をいう。
- 「前年度までの補助事業に係る県への累積納付額 (E)」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- 「当該年度収益額 (G) ≤ 0」となる場合は、収益納付額は発生しない。前年度までの納付額 (①) 及び本年度納付額 (②) には「対象外」と記入する。
「当該年度収益額 (G) > 0」となる場合は、相当額の収益納付が発生する。
- 収益状況報告書の対象年度に営業利益、経常利益、純利益のいずれかが、単体決算で赤字となることを理由に本年度納付額の免除を希望する場合は、本年度納付額 (②) は空欄として、免除希望額 (③) を記入すること。該当しない場合には③は記入不要。
- 円未満は切り捨てとする。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。